# 近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る 計画段階環境配慮書に対する滋賀県知事意見

近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書に適切に反映させること。

## 1 全般的事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。
- (2) 今後の手続きを進めるに当たっては、本事業の内容をより具体的に示すとともに、農業や漁業従事者等を含め、周辺や下流地域の住民に対して積極的な情報提供や対話を行うよう努めること。また、事業内容を丁寧に周知し、住民等から出された意見を十分に勘案することで、事業に対する理解を得るよう努めること。
- (3) 本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的 状況を踏まえ、方法書以降の手続において環境影響評価の項目を適切に選 定し、調査、予測および評価を行うこと。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (5) 事業計画の検討に当たっては、事業実施想定区域の周辺地域における景観形成に関する方針や地域の道路交通への影響等を十分に踏まえること。また、事業実施想定区域には地すべり地形が含まれていることから、大雨や地震により環境汚染事故を発生させないよう十分配慮すること。
- (6) さらに、事業実施に伴い発生する伐採木の活用や災害時の廃棄物の受入 れについて関係行政機関等と協議する等、地元に貢献する事業計画となる よう努めること。

# 2 個別的事項

### (1)水質・水象

配慮書では、降雨の際の浸透水量と調整池からの排水量の関係が不明瞭なため、その関係性を明らかにすること。また、予測評価に当たっては、事業の各段階における周辺や下流河川への影響を予測評価する手法を検討すること。

### (2)景観

眺望点の選定に当たっては、市街地など遠景からの背景としての山なみの変化を確認できる地点を選定するとともに、予測評価に当たっては、造成中のみならず植生回復後のフォトモンタージュを作成するなど、事業の各段階における影響を予測評価する手法を検討すること。

#### (3)温室効果ガス等

事業実施に伴う温室効果ガスの排出量や森林吸収量の増減を予測評価する手法を検討すること。また、事業実施に伴う省エネ化、創エネ化の取組についても併せて検討するよう努めること。